

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 佐渡市簡易水道特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和29年3月31日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	佐渡市	職員数 (H23. 4. 1現在)	14人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 (年度) 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	237 (21年度)	財政力指数	0.268 (22年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	— (21年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率 (%)	82.8 (21年度)	実質公債費比率 (%)	16.0 (22年度)
		将来負担比率 (%)	126.0 (21年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

- 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
- 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
- 該当なし

[合併期日：平成16年3月1日 合併前市町村：両津市・相川町・佐和田町・畑野町・真野町・小木町・羽茂町・赤泊村]
 上下水道料金システムを統一して本庁で一括処理し、公営企業経営の合理化を図る。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画
計画期間	平成23年度～平成27年度
計画策定責任者	佐渡市長 高野宏一郎
既存計画との関係	経営計画（平成21年度～30年度）
公表の方法等	佐渡市ホームページで公表するとともに、市議会の建設産業常任委員会に報告
基本方針	安全・安心な水道水の安定供給を行うため、適正な水道事業経営により、次世代に引き継ぐ継続性のある水道システムを目指す。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
				旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	73,714.9	79,128.9	54,626.4	24,966.4
	補償金免除額	15,238.3	17,502.8	11,461.6	2,491.9
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)
- 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を当該欄に()書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	水道事業債	73,714.9	79,128.9	54,626.4	24,966.4
	合 計 (A)	73,714.9	79,128.9	54,626.4	24,966.4
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	73,714.9	79,128.9	54,626.4	24,966.4

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>給水人口は減少の一途を辿り、節水意識の高揚、一向に景気拡大の実感が伴わない状況にあり、給水収益は減少傾向にある。一方で、各施設の老朽化に伴い修繕費は増加傾向にあり、浄水施設や老朽管の更新、配水管の布設替等の建設改良費が増加しているため、地方債残高は徐々に増加している。</p> <p>総務省の平成21年度簡易水道事業年鑑の経営指標による収益的収支比率の全国平均値が73.5%であるのに対し、佐渡市は93.2%と高い数値になっている。しかし、平成23年度から比較的収益性のある一部の簡易水道事業を水道事業会計で運営するが、総収益は大きく減少するのに対し、移行される地方債償還金は少ないため、全国平均値を下回ると見込まれる。</p> <p>また同指標による資本費の全国平均値が155.5円であるのに対し、佐渡市は236.6円と高く、更に増加傾向にあることから、厳しい経営状況にあると判断される。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 水道料金の適正化</p> <p>総務省の平成21年度簡易水道事業年鑑の経営指標による料金回収率の全国平均値が56.9%であるのに対し、佐渡市は65.1%と高い数値になっている。しかし、平成23年度から比較的収益性のある一部の簡易水道事業を水道事業会計で運営するため、全国平均値を下回ると見込まれ、料金の値上げが必要である。</p> <p>課 題 ② 給水コストの削減</p> <p>総務省の平成21年度簡易水道事業年鑑の経営指標による給水原価の全国平均値が276.3円であるのに対し、佐渡市は318.5円となっており、水道施設が点在していることから、どうしても高くなってしまふ。</p> <p>また、同指標による有収率の全国平均値が78.3%であるのに対し、佐渡市は75.9%と低く、配水管の漏水や破裂事故が多発している低い地区があるため、老朽配水管の更新や施設の適正管理により有収率を向上させ、薬品費や動力費を削減する必要がある。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

年 度		平成18年度 （計画前5年度） （ 決 算 ）	平成19年度 （計画前4年度） （ 決 算 ）	平成20年度 （計画前3年度） （ 決 算 ）	平成21年度 （計画前々年度） （ 決 算 ）	平成22年度 （計画前年度） （ 決 算 見 込 ）	平成23年度 （計画初年度）	平成24年度 （計画第2年度）	平成25年度 （計画第3年度）	平成26年度 （計画第4年度）	平成27年度 （計画第5年度）
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	697	683	686	690	665	487	472	465	460	453
	(1) 営 業 収 益 (B)	445	425	420	420	423	308	315	309	304	298
	ア 料 金 収 入	439	419	415	417	421	306	313	307	302	296
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ウ そ の 他	5	5	4	2	1	1	1	1	1	1
	(2) 営 業 外 収 益	252	258	266	270	242	179	157	156	156	155
	ア 他 会 計 繰 入 金	243	246	253	258	229	179	157	156	156	155
	イ そ の 他	9	12	13	12	13					
	2 総 費 用 (D)	557	570	563	524	535	464	454	449	447	444
	(1) 営 業 費 用	386	397	392	355	370	336	330	328	326	324
	ア 職 員 給 与 費	121	125	126	111	113	104	101	101	101	101
	ウ ち 退 職 手 当	12	13	13	12	12	10	10	10	10	10
	イ そ の 他	265	272	266	244	257	232	229	227	225	223
	(2) 営 業 外 費 用	171	173	171	169	165	128	124	121	121	120
	ア 支 払 利 息	164	161	159	157	154	116	112	109	109	108
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息											
イ そ の 他	7	12	12	12	11	12	12	12	12	12	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	140	113	123	166	130	23	18	16	13	9	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,589	1,413	1,501	994	1,004	1,348	924	724	596	604
	(1) 地 方 債	442	348	351	241	228	454	294	206	196	196
	資 本 費 平 準 化 債										
	(2) 他 会 計 補 助 金	410	419	458	346	344	412	410	328	284	292
	(3) 他 会 計 借 入 金										
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
	(5) 国（都道府県）補助金	626	554	601	349	372	443	195	165	91	91
	(6) 工 事 負 担 金	91	77	91	58	60	39	25	25	25	25
	(7) そ の 他	20	15								
	2 資 本 的 支 出 (G)	1,729	1,556	1,604	1,094	1,201	1,445	942	740	609	613
	(1) 建 設 改 良 費	1,534	1,366	1,396	878	974	1,095	587	527	383	382
	ウ ち 職 員 給 与 費										
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	195	190	208	216	227	350	355	213	226	231
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金										
(5) そ の 他											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-140	-143	-103	-100	-197	-97	-18	-16	-13	-9	

(単位:百万円, %)

年 度	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
区 分										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	0	-30	20	66	-67	-74	0	0	0	0
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	85	85	55	75	141	74				
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	85	55	75	141	74	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	58	52	30	29	26					
実 質 収 支										
黒 字 (P)	27	3	45	112	48	0	0	0	0	0
赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	93	90	89	93	87	60	58	70	68	67
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	444	424	419	419	422	307	314	308	303	297
地方財政法による資金不足の比率 (R)/(S) × 100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)										
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)										
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)										
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 (T)/(V) × 100										
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
企 業 債 現 在 高 (X)	6,054	6,078	6,221	6,246	6,247	4,718	4,657	4,650	4,620	4,585

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
区 分										
収 益 的 収 支 分	243	246	253	258	229	179	157	156	156	155
うち基準内繰入金	117	115	111	100	118	66	56	55	55	54
うち基準外繰入金	126	131	142	158	111	113	101	101	101	101
資 本 的 収 支 分	410	419	458	346	344	412	410	328	284	292
うち基準内繰入金	98	95	104	109	115	109	142	107	114	116
うち基準外繰入金	312	324	354	237	229	303	268	221	170	176
合 計	653	665	711	604	573	591	567	484	440	447

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
料金回収率 [※] (%)	69.1	65.1	63.0	65.1	65.3	40.8	41.5	50.6	48.9	47.8	
資本費 (円又は%)	198.7	210.0	225.2	236.6	245.8	343.7	350.4	245.6	260.4	268.3	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	92.7	89.9	89.0	93.2	87.3	59.8	58.3	70.2	68.4	67.1	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	34.9	36.0	36.9	37.4	34.4	36.8	33.3	33.5	33.9	34.2
	うち基準内繰入金 (%)	16.8	16.8	16.2	14.5	17.7	13.6	11.9	11.8	12.0	11.9
	うち基準外繰入金 (%)	18.1	19.2	20.7	22.9	16.7	23.2	21.4	21.7	21.9	22.3
	資本的収入分 (%)	25.8	29.7	30.5	34.8	34.3	30.6	44.4	45.3	47.7	48.3
	うち基準内繰入金 (%)	6.2	6.7	6.9	11.0	11.5	8.1	15.4	14.8	19.1	19.2
	うち基準外繰入金 (%)	19.6	22.9	23.6	23.8	22.8	22.5	29.0	30.5	28.5	29.1

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価^{※1}／給水原価^{※2}×100

※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ)))／年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入[※]／汚水処理費[※]×100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>・平成19年度に水道料金の改定を行い、それまで合併前市町村や簡易水道事業ごとに異なっていた水道料金のうち、上水道事業と一部の簡易水道事業を口径別料金体系に統一した。その統一料金は、基本料金を1ヶ月につき10㎡まで1,500円、超過料金を1㎡あたり248円にしたもので、他市町村の水道事業と比較しても、超過料金に比べ基本料金が安い料金設定になっており、固定的経費をまかなうべき基本料金の割合が低いと考える。</p> <p>・平成23年9月(10月請求分)の料金改定では、統一料金の基本料金を月300円値上げして1ヶ月につき10㎡まで1,800円とし、その料金の適用範囲を拡大して、佐渡市全体の約95%の水道料金を統一するものである。</p> <p>・佐渡市では99.5%を超える水道普及率を達成しているため、新規給水申込により給水人口が増えることはあまりないが、佐渡市将来ビジョンの人口推計では毎年2%弱も減少していく見込みのため、それに比例して有収水量も減少していくものとする。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>・平成23年度に一部の簡易水道事業を法適化し水道事業会計に移行させることと、国庫補助事業を導入した水道施設の更新事業が減少することで、一般会計からの繰入金は減少すると見込まれる。しかし、比較的収益性のある簡易水道事業を移行させるため、料金回収率は著しく低下すると思われる、給水収益の不足を補う一般会計繰入金が引き続き必要である。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>・各浄水施設が老朽化しているため、アセットマネジメントの手法を導入し計画的に改修していかなければならないが、将来的な水需要の動向を見極め、施設統合等を十分に検討する。</p> <p>・遊休資産はないため、売却等による収入は見込めない。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	②	<ul style="list-style-type: none"> ・佐渡市定員適正化計画に基づいて定員管理を実施し、平成19年4月1日に18人であった簡易水道特別会計の職員を、平成23年4月1日には14人まで減員している。 ・市全体では平成22年4月1日の1,097人を平成27年4月1日には796人にする計画であるので、簡易水道特別会計においても更なる職員削減に努めていく。
○ 給与のあり方	②	<ul style="list-style-type: none"> ・国の公務員制度改革の動向を踏まえ、能力・職責・勤務成績を反映し、給与水準の適正化に努めている。
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・原則として人事院勧告に準拠しており、市独自の手当等は支給していない。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・給与は人事院勧告に従うこととしているが、職員数については佐渡市定員適正化計画に基づき削減に努めており、取り組み方針を平成20年3月に市ホームページで公表済みである。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度及び20年度においては、退職時の勤続年数が25年以上で、かつ年齢が55歳以上59歳6月未満の者に対し、退職手当の算定給料に残年数に応じた優遇措置を行い、早期退職を促進した。 ・平成21年度及び22年度においては、上記優遇措置を継続したうえ、退職時の勤続年数が20～25年で、かつ年齢が40～54歳以下の者に対し、対象年度の1月1日に昇格・昇給を行う優遇措置を設け早期退職を促進した。 ・これらの退職時における優遇措置は、佐渡市全体で実施したものであるが、簡易水道事業職員の申し出はなく、平成22年度を最終年度として廃止した。
◇ 福利厚生事業のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併以来、職員互助会組織は無いため、補助金等は支出していない。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の浄水場において宿日直、汚泥搬出運搬、ろ過池等清掃、点検管理の各種業務を委託し、経費削減を図っている。 ・今後は、事務事業の見直しを行い、まだ管理業務委託を行っていない浄水場においても実施可能か検討していく。 ・配水管の漏水や破裂事故が多発し、極端に低い地区があるため、老朽配水管の更新や施設の適正管理により有収率を向上させ、薬品費や動力費の削減を図る。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	②	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業は、安全性や継続性の面から、指定管理者制度や民間への全部業務委託には十分な検討が必要である。特に佐渡市は離島であることから、広域化や専門業者の介入が困難な状況にある。 ・今後は、浄水場における部分的な管理業務委託を推進することで、経費削減に努めていく。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度の料金改定では、それまで合併前市町村ごとに異なっていた上水道事業の料金を統一し、簡易水道事業の一部もその料金に合わせた。 ・平成23年9月(10月請求分)の料金改定では、統一料金の基本料金を月300円値上げするとともに、その料金の適用範囲を拡大し、簡易水道事業の大部分を料金統一する。 ・今後も能率的な経営に努めたうえで、収支計画を策定し段階的に値上げを検討していく。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	①・②	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業の経営健全化に資するため、水道料金の徴収率の向上を佐渡市行政改革マニフェストに掲げ、佐渡市ホームページに掲載している。 ・財務状況については、佐渡市広報に毎年の決算状況を掲載するとともに、佐渡市水道ビジョンを平成21年3月にホームページにおいて公表している。
○ 行政評価の導入	①・②	<ul style="list-style-type: none"> ・佐渡市では、平成18年度から事務事業評価と施策評価を実施している。事務事業の整理、事業目的の体系化を行い、その有効性、効率性、必要性を成果指標等により点検し、コスト低減や政策の質的向上を図っている。 ・今後も事務事業評価と施策評価を継続して実施し、第三者からの評価により、適正な運営に努めていく。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	<p>佐渡市定員適正化計画に基づき職員数の削減を行っており、平成18年度の18人から平成23年度には14人まで減員されているが、今後も適正化を推進し更なる減員に努める。</p> <p>また、事務事業の見直しを行い積極的な民間業務委託を推進するとともに、施設の適正管理を行い有収率を向上させることで、経常経費の削減を図る。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>平成18年度に合併前市町村ごとに異なった上下水道料金システムを統一し、水道事業会計、簡易水道特別会計及び下水道特別会計が費用分担することで、事務効率化と経費削減を図った。</p> <p>収益的収支においては、一般会計からの繰入金によりかろうじて純利益が発生しているが、水道施設の老朽化に伴う建設改良費の増加により起債残高が増加している状況である。平成23年9月（10月請求分）から料金改定を行い、水道事業債の借入れを抑えていく必要がある。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>平成23年度に一部の簡易水道事業を法適化し水道事業会計に移行させることと、国庫補助事業を導入した水道施設の更新事業が減少することで、一般会計からの基準外繰出しは減少すると見込まれる。しかし、比較的収益性のある簡易水道事業を移行させるため、料金回収率は著しく低下し、給水収益の不足を補うための基準外繰出しの比率は増加すると思われる。</p> <p>今後は収支計画の策定により定期的な水道料金の値上げを検討し、基準外繰出しを減らしていくよう努める。</p>
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【新規計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年度 実績	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)	計画合計	
	累積欠損金比率	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	
	企業債現在高	6,054	6,078	6,221	6,246	6,247		4,718	4,657	4,650	4,620	4,585		
		(平成23年度から上水に移行される企業債を除く) 4,649												

【収入の確保】

2	料金改定率							7%					
	改善効果額(料金の適正化)							8	20	20	20	19	87
	未収金の徴収対策												
	改善効果額												
	一般会計負担金の額												
	改善効果額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善効果額(収入増額)												
	その他()												
	改善効果額												

【経費の削減】

	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)												
	改善効果額												
	給与水準												
	改善効果額												
	その他()												
	改善効果額												
	維持管理費等												
	改善効果額(適正化)												
	工事コスト												
	改善効果額(縮減額)												
	その他()												
	改善効果額												

注 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

計画前5年間改善効果額 合計

改善効果額 合計 A

<参考> 補償金免除額(旧資金運用部資金)

87

44

② 経営状況

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	25	24	24	23	23	16	16	16	15	15
年間総有収水量 (千m ³)	2,177	2,037	2,001	2,012	2,077	1,357	1,333	1,309	1,285	1,262
公称施設能力 (m ³ /日)	12,990	12,990	12,990	12,990	12,990	9,953	9,953	9,953	9,953	9,953
1日最大配水量 (m ³ /日)	11,157	10,182	9,534	10,233	10,304	7,797	7,660	7,524	7,387	7,251
最大稼働率 (%)	85.9	78.4	73.4	78.8	79.3	78.3	77.0	75.6	74.2	72.9
供給単価 (円/m ³)	201.6	206.2	207.7	207.4	202.8	225.4	234.8	234.8	234.9	234.9
給水原価 (円/m ³)	291.8	316.9	329.7	318.5	310.4	552.2	565.4	463.7	480.7	491.7

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

平成28年度を最終目標として、佐渡市を一つの上水道事業に統合するとともに、水道料金も統一する計画で進んでいる。
事業統合については、まず第1段階として、上水道地区に隣接していた5つの簡易水道事業を平成23年度から法適化し、水道事業会計で運営することとしている。
水道料金については、平成19年度から20年度にかけて上水道事業と一部の簡易水道事業を統一し、平成23年度にはさらに統一地区を広げ、佐渡市の約95%が統一される。